**生活資金の支援体制について**

被災者の生活資金を支援する公的な制度があります。
○災害弔慰金
　　災害で死亡した人の遺族に支給されます。
○災害障害見舞金
　　災害で重度の障害を負った人に支給されます。
○災害援護資金貸付
　　災害で世帯主が負傷した場合や、住居や家財に被害を受けた人に貸し付けられます。
○被災者生活再建支援金
　　災害で住宅が全壊・半壊した場合に被害の程度などに応じて支給されます。
詳しくは、被災した時に住んでいた自治体の窓口にお問い合わせください。